

法定後見制度

- 本人の判断能力に応じて次のいずれかの類型になります。
- 判断能力の類型は医師の診断書を参考に家庭裁判所が決定します。
- 後見人等は家庭裁判所が適任者を選任します。

種類（類型）	成年後見	保佐	補助
判断能力の程度	ほとんど判断できない	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
例えば	日常生活に常に支援が必要 ひとりでは、ほとんど何もできない	買い物など日常生活で支障が出ることがある 重要な財産の管理・処分などは難しい	重要な財産管理などをひとりですることが不安 日常生活にある程度の支援が必要
支援者（後見人等）	成年後見人	保佐人	補助人
	監督人が選任される場合があります		
支援者の権限	同意権 取消権	日常生活に関する行為（※1） 以外の全ての法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為の他、申立てにより裁判所が定める行為
	代理権	原則としてすべての法律行為	申立てにより裁判所が定める行為

※1 日常生活に関する行為（日用品の購入、電気代、ガス代、水道料金の支払い、それらの経費の支払いに必要な預貯金の引き出しなど）は含まれない。

※2 民法13条1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増築など）の一部に限る

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要。



成年後見人等が決まるまで（一般的な流れ）

【標準的なケースの場合】

- 👉 審判が下りるまでの目安は申立てから 2～3 カ月程度
(審理の期間はケースによって異なります)

①申立て

- ◆申立書と必要書類等を家庭裁判所に提出

注）原則、一度申立てると裁判所の許可がなければ取り下げることができません

②調査・鑑定・審理

- ◆本人や申立人に面談したり、必要があれば鑑定が行われたりします

※裁判官がそれらを元に検討します

③審判

- ◆家庭裁判所が最も適任と判断した方を成年後見人等に選任します

※成年後見人等とは別に「監督人」が選任されることもあります

どこに申立てする？

管轄の家庭裁判所に申立てを行います。

【管轄の家庭裁判所とは】

本人が実際に生活している場所を管轄している家庭裁判所を指します。

住民票上の住所ではありません。

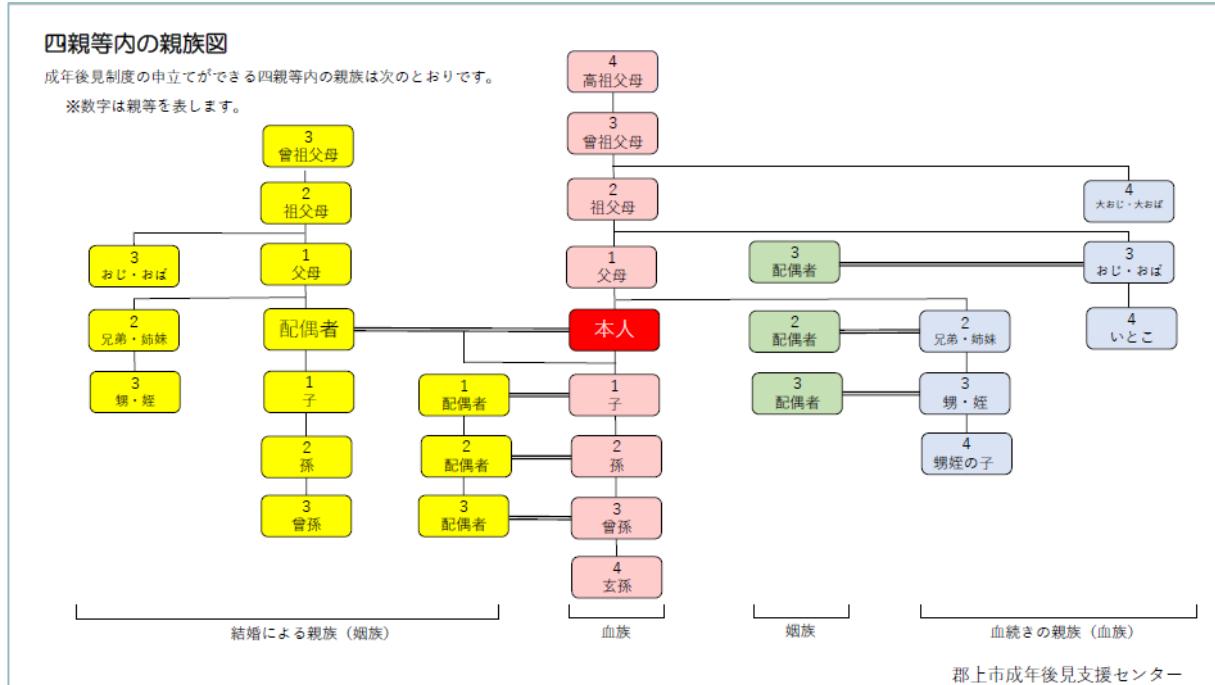
郡上市は岐阜家庭裁判所が管轄です。

申立てができる人？

本人、配偶者、4親等内の親族

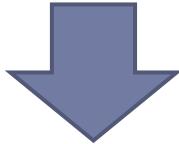
任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

市町村長、検察官など



申立てをする人がいない場合？

- ①身寄りがなく、本人も申立てが困難なほど
判断能力が不十分な場合
- ②関与してくれる親族がおらず、申立てが難
しい場合



郡上市長が申立人となる場合がありますが、まず
は郡上市包括支援センターか、郡上市成年後見支
援センターへご連絡ください。



申立て書類の作成？

申立て書類を取り寄せ、書類を作成します。

申立人自身が書類を作成するか、作成するのが難しい場合は専門職（弁護士・司法書士）に依頼するもできます。

管轄の家庭裁判所のウェブサイトで申立て書類がダウンロードできます。

👉 参考：[**裁判所 成年後見等申立て書類**](#)

もしくは問い合わせて書類を取得することもできます。

制度利用にかかる費用は？

①申立てにかかる費用と、②制度の利用を始めてからかかる費用があります。

①申立てにかかる費用

【自分で行った場合】

- ・約1万円（収入印紙、郵便切手）
- ・診断書料 　・鑑定費用（鑑定が必要と診断された場合）

【専門職に依頼した場合】※詳細はお問合せください

- ・申立費用（弁護士に依頼した場合）
- ・申立書類作成代行費用（司法書士に依頼した場合）等

※申立てにかかる費用の負担が難しい方でも申立てができる場合があります。ご相談ください。

制度利用にかかる費用は？

②法定後見を始めてからかかる費用

- ・後見人等の定期的な報酬は、後見人の仕事の内容と本人の資産内容に応じて**家庭裁判所**が決めます。
- ・報酬は本人の財産より支出されます。

👉 参考：[成年後見人等の報酬額のめやす](#)



成年後見人等になれる人？

- 申立て書類に候補者として、自分の後見人になってもらいたい家族を記載することが可能です。
- ただし、**家庭裁判所が本人にとって最も適任と判断した方を選びます**ので、必ずしも家族（候補者）が選任されるとは限りません。
- 家族以外の場合は専門職が選任されることがあります。



成年後見人などができること

- 財産管理(ざいさんかんり)

- ・預貯金の管理
 - ・税金や水道光熱費などの日常生活上の支払い
 - ・不動産などの管理
 - ・遺産分割
- など

- 身上保護(しんじょうほご)

- ・介護や福祉サービスの利用手続き
 - ・施設への入退所の手続きや費用の支払い
 - ・医療機関の受診に関する手続き
 - ・要介護認定の申請
- など

成年後見人などができない主なこと

- **介護や家事** …食事や入浴などの介助や炊事・洗濯など
 - **医療同意** …治療・手術など医療行為の同意
 - **保証人など** …身元引受人や連帯保証人になること
 - **身分上の行為** …結婚・離婚・遺言などを本人の代わりに行うこと
 - **居所の指定** …本人の住む場所を指定すること
 - 成年後見人等の任期は本人が亡くなるまでのため、本人の**死後の事務**（相続や葬祭など）は行えない
- ※一部、裁判所の許可を得て可能 など

その他

- 成年後見人などが選任された後も、これまで通り支援者や家族などの支援が必要な場面があります。

裁判所が成年後見制度に関する動画を配信しています。

成年後見制度について | 裁判所 (courts.go.jp)

ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」成年後見(手続説明) | 裁判所 (courts.go.jp)

ビデオ「ご存知ですか？後見人の事務」成年後見(後見人等の事務) | 裁判所 (courts.go.jp)